

高知県職業能力開発協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）及び雇用保険法（昭和44年法律第116号）に基づき、技能労働者の技能の開発及び向上を促進するため、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県職業能力開発協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 県は、高知県職業能力開発協会（以下「補助事業者」という。）が職業能力開発促進法第82条第1項の規定による事業（以下「補助事業」という。）を行う場合は、当該補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものを対象とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 管理に要する経費

- ア 職員の人件費
- イ 一般運営費

(2) 補助事業の実施に要する経費

- ア 職業訓練振興事業のうち、48時間講習事業、職業能力開発促進大会及び職業能力開発推進者経験交流プラザ事業に係る経費であって、知事が別に定めるものを除く経費
- イ 技能競技大会関係事業に係る経費であって、知事が別に定めるものを除く経費
- ウ 技能検定関係事業に係る経費であって、知事が別に定めるものを除く経費
- エ 23歳未満の三級受検者（高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施

行規則（平成12年高知県規則第41号）別表備考4に規定する者をいう。）に対する技能検定受検手数料の減免措置に要する経費であって、知事が別に定めるものを除く経費

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、国の算定基準に基づいて計算した金額とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める期限内に、別記第1号様式による高知県職業能力開発協会補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- （1） 当該年度の収支予算書及び収支計画
- （2） 別記第2号様式による高知県職業能力開発協会補助金補助事業実施計画書
- （3） 別記第3号様式による高知県職業能力協会補助金交付申請額内訳書
- （4） 県税の滞納がないことの証する納税証明書又は県税の納税義務がないことの申立書

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費若しくは補助対象経費の配分又は補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、別記第4号様式による高知県職業能力開発協会補助金変更承認申請書に別記第5号様式による経費明細内訳書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第6号様式による高知県職業能力開発協会補助金補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第7条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第8条 補助事業者は、別記第8号様式による高知県職業能力開発協会補助金補助事

業実施状況報告書（当該年度の4月1日から10月31日までの実施状況について記載したもの）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第9号様式による高知県職業能力開発協会補助金補助事業実績報告書に、別記第10号様式による経費明細内訳書を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止若しくは中止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかである場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には様式第11号による仕入控除税額報告書を速やかに遅くとも補助事業完了の属する翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（書類の備付け）

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする

帳簿並びに収入及び支出に係る全ての証拠書類を随時提出することができるよう整備し、補助事業の終了後5年間保管しておかなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。